

令和2年度

業務名：新港ふ頭11号岸壁背後等環境調査業務委託（R2）

業務地名：那覇港内

工期：契約日の翌日から令和3年3月31日まで

特記仕様書

第1条（本業務の目的）

本業務は、那覇港新港ふ頭11号岸壁背後ふ頭用地の公有水面埋立申請図書に記載している「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」に基づき、サンゴ移設や環境調査を行い、その評価をとりまとめる業務である。

第2条（共通仕様書の適用）

本業務に当たっては、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び「沖縄県環境影響評価技術指針」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。
（以下、共通仕様という。）

第3条（共通仕様書に対する特記及び追加事項）

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特記仕様書（甲）

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		4	一般事項	1	本業務は、本特記仕様書に基づくものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書及びその他の参考図書に準じて行わなければならない。 本業務は、本特記仕様書を優先し、共通仕様書、その他の参考図書の順とする。
				2	受託者は、本特記仕様書に明記されていない事項、又は疑義等が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。
		5	瑕疵について		業務中及び業務完了後において受託者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、業務修正及びそれに伴う費用を負担しなければならない。 また、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに公表、貸与、使用をしてはならない。
		6	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士については下記も満たす者とする。
				1	技術士（環境部門、建設部門、総合技術監理部門（建設・環境））資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
		7	管理技術者の直接的雇用関係について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

特記仕様書（乙）

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		8	成果物の提出について	2	<p>「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。</p> <p>本業務は、電子納品対象業務とする。 電子データは、各種電子納品要領等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものとする。</p> <p>① 業務報告書（A4版） 2部 ② 電子納品 CD-R 1部 ③その他、発注者が必要とするもの</p>
		9	配置技術者の確認について	1	<p>受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>
				2	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者であること。 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者。</p>
				3	<p>業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の著名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、著名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p>
				4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p>
		10	保険加入		<p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。</p>
		11	その他		<p>本業務を遂行することにより知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。</p>